

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和元年9月6日(金) 京都大学事務本部棟1階ミーティングルーム	
委員	委員長 真野 善雄 (国立大学法人大阪大学施設部長) 委員 山下 信子 (弁護士) 委員 菊池 健太郎 (公認会計士)	
審議対象期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	4件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、京都大学施設部長（施設担当理事代理）の挨拶</p> <p>【前回の委員会での議論等を通じて問題提起された事柄について、京都大学側より報告】 （※印は前回の意見等）</p> <p>※不落となった案件のうち、不落随契となった案件のみを資料にあげていたが、不落となった場合、不落随意契約に移行した案件と不落随意契約に移行せず、再度公告を行った件数を明示した方が良い。</p> <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告） 【京都大学側より、平成30年4月から平成31年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <p>・特になし。</p> <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 【京都大学側より、委員会による抽出経緯の説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>【抽出案件の審議】</p> <p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く） ○京都大学（南部）放射線生物研究棟本館受変電設備改修工事</p> <p>・最低基準価格の資料に最低基準価格を下回る入札価格であった場合は、「入札執行を中断する。」と記載されているが、最低基準価格とその文章の関係性について、説明して下さい。</p>	<p>・今年度より、資料に記載した。</p> <p>・入札価格が最低基準価格よりも低い場合は、いったん入札を中断し、低入札調査を行うことになる。調査の結果、問題がなければ、契約を締結する流れとなっている。</p>

別紙

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・「中断する。」ということとは、「低入札調査を行う。」ということか。 ・低入札調査をどのように行ったのか、という確認だが、最低価格入札業者から、「入札価格の内訳書を確認したところ、積算誤りがあった」という理由で、低入札調査中に辞退届が出ている。積算の誤りは、業者自身が確認して、発見したものなのか、大学側が調査して確認したものなのか、確認したい。 ・積算誤りの理由は、単なる過失か。単なる過失であるが、取引停止の措置に該当するのか。低入札してしまったことについて、不正とからむような内容ではないという判断か。 ・業者が積算誤りをするという事は珍しいのではないかと思うが、そうではないのか。 ・1回目の入札時に、配置予定技術者を配置できない、という理由で辞退している業者がいるが、別の工事が決まったから、配置予定技術者をそちらにまわすので、配置できなくなったという理由か。 ・元々配置する予定だったのに、配置できないということはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうである。 ・大学側が、業者から提出された内訳書を確認し、積算から抜けている事項があったため、指摘した。 ・そうである。 ・全国的に見ても、積算誤りを理由に低入札調査中に辞退したため指名停止を受けているという事例は、他にもある。 ・そうである。同じタイミングで複数の案件に参加されている。 ・業者も限られた技術者で営業しているので、参加申請の段階で、複数の案件に登録することは認められている。他の案件で先に落札した段階で、辞退することは、問題はない。こちらの案件を落札した後で、配置予定技術者を配置できないという理由で辞退することはペナルティがつくが、1回目の入札時のその理由で辞退することは認めている。
<p>○京都大学（南部）外来診療棟南側エリア屋外環境整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不落になった後、最低価格の入札業者とは随意契約の協議をして、他の参加業者とは協議していないというのは、ルールに基づくものか。 ・不落となった時に、ルールとして、不落随契の協議を行う対象は、その時点で最低価格を示した業者に限るというルールがあるのか。他の参加業者と協議することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回目の開札の段階で、参加業者に、最低入札価格を通知するが、3回目の入札時には、最低価格入札業者以外の参加業者は辞退した。その時点で、価格の折り合いが無理だと判断して、辞退したと考えられる。 落札者がなければ、随意契約を締結できるという規定はあるが、協議を行う対象については、決められていない。予定価格内でなければ、契約を締結できないので、より予定価格に近い、最低入札価格を提示した業者と協議を行うことは、一般的である。

別紙

意見・質問	回答
<p>・協議の結果、契約金額を入札価格よりも下げた具体的な理由は何か。協議内容について、確認したい。</p> <p>○京都大学（熊取）基幹・環境整備（外灯設備）工事</p> <p>・入札参加者すべてが、低入札ということは、予定価格が高いということではないか。あまり予定価格が高いと、積算基準の見直しが必要な場合があると思うが、見直しはどのようにしているのか。</p> <p>・今回、最低価格入札業者については調査をしているが、他の入札業者についても調査をすれば、違う理由が出てくるかもしれない。</p> <p>・算出基準を変えないまま、現状のままだと好ましくないのではないか。その場合は、基準の見直しを行うことを考えたほうが良い。</p> <p>・最低価格入札業者については、低入札の理由はわかるが、他の入札業者も低入札のため、予定価格についてももう少し検討が必要ではないか。予定価格の積算の参考として、他の入札業者の情報収集もした方がよいのではないか。</p> <p>・このように予定価格と乖離した場合に、何らかの見直しをしないといけないと思うが、検討する基準は持たれているのか。</p> <p>・3社が安価な入札金額を出してきているということは、実勢として、安価にできる合理性があると考えられる。このような事案を分析し、今後、どのように見直すか、具体的につなげていただきたい。</p>	<p>・本学の積算内訳と業者の積算内訳を比較したところ、乖離が見られた項目があった。材工費について、請負業者と下請業者で協議していただき、その乖離を縮めていただいた。</p> <p>・積算については、基準が決まっているので、現状では、その基準に従う。今回、低入札調査を行った最低価格入札業者については、長年の取引関係により、資材を安価に購入できること、今回の施工では下請けを使わないということで、経費の削減が可能であることが判明している。従って、積算方法については現状どおりとしている。</p> <p>・他の入札業者については、調査を行っていなかった。</p> <p>・昨年度、類似の内容の工事を実施しており、今回のような低入札はなかった。今後、様子を見ながら、積算方法の検討を行う必要がある。</p> <p>・積算では、見積書を取り、市場価格を踏まえて積算しているが、それに対して、それぞれの業者が在庫をどのくらい持っているのか、なかなかこちらでは把握は難しい。課題はあるが、試行錯誤しながら、やっていくしかない。</p> <p>・明確な基準はないが、このような場合が複数回続けば、当然、積算を見直していく。過去に見直しを行っている事例もある。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>○京都大学（南部）総合研究棟（ウイルス再生研3号館）改修機械設備工事</p> <p>・不落随契で、随意契約を締結する段階で、入札時の金額よりも、契約金額を下げられた理由は何ですか。</p> <p>建設工事：随意契約方式</p> <p>○京都大学（本堂）火口縁温度計室他災害復旧工事</p> <p>・随意契約について、理由書に記載されているのは、困難な工事を請け負ってくれる業者がないという理由だけで、競争性を確保できなかった理由がわからない。</p> <p>・競争性の確保という観点から検討してみた上での随意契約ではあるが、随意契約締結の理由書を見ただけではその経緯がわからない。当初は、競争性を確保するために検討してみたけれど、様々な経緯により、随意契約となったということがわかるように、文章で残しておくべきである。</p> <p>随意契約理由書に書いていただくか、または、大学の説明責任のために整理しておくか、いずれにしても、経緯を記録で残していただくということで、お願いしたい。</p> <p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式</p> <p>○京都大学（南部）総合研究棟（ウイルス再生研3号館）改修（建築）設計業務</p> <p>・簡易公募型プロポーザルの方式について、技術提案で一つの業者を選んで、その業者から見積書を徴取する、という理解で良いのか。</p>	<p>・業者の積算内訳のうち、本学の積算におけるメーカーの違いを指摘し、見直してもらった。</p> <p>・当初は、一般競争を考え、地元業者等の参加見込み状況を調査したところ、参加できるという回答があったのは、今回の相手方のみで、厳しい状況であることがわかった。</p> <p>また、今回の工事建物が火口周辺にあることから、立ち入りについて、阿蘇火山防災会議協議会の承認が必要となる。非公式であるが、当協議会からいつ噴火するかわからない状況のため、工事業者は立ち入りの経験のある業者が望ましいとの連絡があったため、随意契約を行ったものである。</p> <p>承知した。</p> <p>・技術提案だけでなく、技術者・会社の経験などもポイントになり、総合点の高い業者を選定し、見積書を徴取している。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>・今回、見積もりを複数回行い、最初の見積金額と最後の見積金額を比べると、大幅に金額が下がっている。基本的に技術提案書をきちんとこなすために、最初の見積金額を提示しているはずであるが、最後の見積金額で技術提案書の内容をこなせるのか、疑問である。価格を含めた総合評価ではないのか。</p> <p>・設計委託費の相場は工事費の規模で決まっているのではないのか。</p> <p>・今回のように、大幅に価格が下がるということは、疑問である。適正な価格はどうなのか、プロポーザルの場合でも、考えるべきである。</p> <p>・資料にどの工事の分の設計業務か、わかるように記載していただきたい。</p> <p>その他 【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、令和2年4月からの委員について、真野委員長、山下委員及び菊池委員について引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>【京都大学施設部長より挨拶】</p> <p>終了</p>	<p>・プロポーザルというものは、基本的に価格ではなく、技術提案等により、業務をお願いするのに最適な者を選び、その後、価格交渉を行う方式である。金額を含めた提案をしてもらうという形ではない。</p> <p>・工事費の規模ではなく、積算基準が決まっております、それに則り、積算している。</p> <p>・業者側としては、動物飼育施設ということを加味して、高めに見積もってみた、ということは、事後に聞いている。</p> <p>承知した。</p>